

# 手続きチェックシート

# 転出

Ver.202508

## 引越しワンストップサービス

マイナンバーカードをお持ちの方は  
マイナポータルから転出届をオンラインで  
提出できます。

マイナポータルで転出届を出せば  
**来庁不要です**



他の市町村へ  
引越しされる方へ



## 転出届

新しい住所地にお住  
まいになる**14日前**  
から受付しています

### もし窓口で手続きをする場合は…

事前予約で待たずに手続きを開始できます！  
ぜひご予約ください。



- ①WEBで日時を予約
- ②市役所でチェックイン
- ③呼出して手続き開始

### 「届出に必要なもの」

・お持ちの方は「マイナンバーカード」

必要な書類がそろわない手続きは、  
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナ  
ンバーカード等の提示が必要となります

## 忘れずにお持ちください

### 本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。  
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で  
本人確認  
できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を  
証明できるもの、免許証、許可証>



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に  
2点が  
必要なもの

- ・各種健康保険証（有効期限内）
- ・健康保険資格確認書
- ・年金手帳（証書）
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

### 代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をいたします
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や  
委任状により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の  
マイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。



裾野市役所

〒410-1192  
裾野市佐野1059番地

開庁時間 8時30分～17時15分

(土曜・日曜・祝日、年末年始[12/29～1/3]の開庁日はお休みです)

## 手続きチェックシートの使い方

必要な手続きの確認や、手続きに必要なものの確認にご利用ください。  
転入手続きを希望する場合は、上部の二次元コードから手続きの**来庁日時を予約**してください。

### 発券機の使い方

チェックシートに記載の個別の手続きをされる場合には、  
予約不要です。市役所の総合案内に設置している発券機で発  
券してお手続きをお願いします。

<例:マイナンバーカードの手続きの場合>



住所 戸籍	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	確認	担当課	手続き別の 発券機での操作
マイナンバーカードまたは住民基本台 帳カードのいずれかをお持ちの方	住所変更	※マイナンバーカードの 住所変更は本人の身 分が必要で、	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		市民課	④ 1).
	申請したマイナンバーカードを受け 取っていない方	カードが到着し取りましたら、 新住所へお持ちください。 ※新住所を通知します。 ※新住所のみ記載したカードを ご希望の場合は再申請が必要で、 (有料)	※再申請を希望する場合は 受付窓口までご相談ください			④ 2).
印鑑登録が必要な方		住所は自動的に変更になります				④ 2).

手続きチェックシート 転出

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	確認	担当課	手続き別の 発券機のご操作
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	転出先で住所変更が必要です	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	市民課	④ 1).
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	転出先で再申請が必要です	転出先の市区町村にご相談ください		
	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります			① 2). [1]
保険 年金	国民健康保険に加入している方			国保年金課 支所OK	⑤ 3).
	→70歳から74歳までの方	・負担区分証明書の受取 ※転出先での加入手続き時に提出してください			
	→転出後も国保に加入する方	・国保の加入手続 ※転出先で手続してください			
	→転出後、勤務先の社会保険等に加入する方	・国保の脱退手続 ※社保等加入日が転出後になる場合は、転出先で手続してください	社保等の資格確認書・資格取得証明書等 ※未交付の場合は、交付後に手続してください(オンライン可)		
	→資格確認書が交付されている方	・資格確認書の返却 又は 有効期限の訂正	国保資格確認書		
	→修学のために転出する方	転出先で引き続き裾野市の保険証を使う手続き	学生証 (あれば) 国保資格確認書 入所証明書 (あれば) 国保資格確認書		
	→住所地利所に該当する施設に転出する方		・マイナンバーが確認できる書類(請求者・配偶者) ・通帳・キャッシュカード(請求者) ※公金受取口座の場合は通帳等不要 ・健康保険の資格がわかるもの(請求者)		
→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取 ※転出先へ提出してください				
75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	・資格確認書等の返却 ・負担区分等証明書の受取 ※転出先へ提出してください	・健康保険の資格がわかるもの(扶養者) ・マイナンバーが確認できる書類(子)	国保年金課	⑤ 4).	
海外へ出国する方	これからの年金についてのご相談			⑤ 6).	
高齢	65歳以上の方	保険証の返却	介護保険証	介護保険課	⑤ 5).
	→住所地利所に該当する施設に転出する方	※転出先でも裾野市の介護保険証をそのまま使ってください (後日、新しい住所の保険証を郵送)			
	要介護認定を受けていた方	介護保険受給資格証明書の受取 ※転出先へ提出してください	介護保険証		
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	・転出届(県外、静岡市、浜松市へ転出の場合)	お持ちの手帳	総合福祉課	⑤ 8).
	重度障害者(児)の医療費助成受給資格をお持ちの方	・受給者資格変更届 または 喪失届 ・転出届(県外転出の場合)	重度障害者(児)医療費助成受給者証(交付されている方)		

オンラインでの国保の脱退手続き



手続きチェックシート 転出

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	確認	担当課	手続き別の 発券機の操作
<b>子ども</b> 小学生・中学生のお子さんがある方	転校手続き	※学校から、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受領し転出先へ提出してください		学校教育課	⑥ 3).
児童手当を受給している方 (0歳～高校生)	児童手当資格消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください	転出先での申請遅れに 注意してください		子育て支援課 (児童給付係)	⑥ 1).
乳幼児・子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳～高校生)	受給者証の返却	乳幼児・子ども医療費受給者証		健康推進課	別施設 石脇524-1 福祉保健会館 055-992-571
妊娠中の方	裾野市の妊婦健康診査受診票は使えなくなりますので、転出先で手続きしてください				
幼稚園・保育園・こども園に入園しているおさんがいる方	園の継続利用の確認 退園手続き	※受付窓口でご相談ください		幼稚園・保育園課	⑥ 2).
ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更、資格喪失届 ひとり親家庭等医療費助成の喪失届	※受付窓口でご相談ください ひとり親家庭等医療費受給者証		子育て支援課 (児童給付係)	⑥ 1).
特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください		総合福祉課	⑤ 8).
重度障害者(児)の医療費助成受給者証をお持ちの方	・喪失届	重度障害者(児)医療費助成受給者証			
上記の各種制度を転出先で申請する方	所得課税証明書の取得 ※転出先の市町村で各種手続きの際、「所得課税証明書」を提出してください	本人確認書類 (免許証など)		税務課	⑤ 1).
<b>税・料金</b> 上下水道の使用をやめる方	使用中止届	お電話 または インターネットで手続きできます		水道料金お客さまセンター 055-995-1831 オンライン手続き→	
原付バイク・小型特殊・ミニカーを所有している方	廃車申告(軽自動車税)	※受付窓口でご相談ください		税務課	⑤ 1).
軽自動車(三輪、四輪)を所有している方		※軽自動車検査協会でご相談ください	→	転出先最寄の支所	-
普通自動車、自動二輪(125cc超)を所有している方		※静岡運輸支局でご相談ください	→	転出先最寄の事務所	-
裾野市に土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談				
海外に転出される方	納税管理人のご相談			税務課	⑤ 1).
未納となっている税のご相談	納税相談				
<b>その他</b> 戸別受信機(広報無線機)を返却する方	返却手続き	戸別受信機(本体・コード)		危機管理課 22番窓口	⑦ 2).
犬を飼っている方	転出先で住所変更が必要です			生活環境課 21番窓口	⑦ 1).
市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続き	※受付窓口でご相談ください		都市計画課 建築住宅係	市役所 直接窓口へ 2階

手続きチェックシート **転出**

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	確認	担当課	手続き別の 発券機の操作
--------------------	-----	-------	----	-----	-----------------

こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど…

Q 新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
Q 転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままでも有効です。 実際に住み始めた市区町村にお届けください。
Q 転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続きが必要です。住所・戸籍窓口で早急に取消の手続きをしてください。